

公立大学法人奈良県立大学寄附金規程

(目的)

第1条 この規程は、公立大学法人奈良県立大学（以下「法人」という。）が受け入れる寄附金の取扱に関し必要な事項を定め、その適正な運用に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、寄附金とは、法人が次に掲げる経費に充てることを目的として寄附される現金及び有価証券をいう。

- (1) 奈良県立大学における教育及び研究の充実に要する経費
- (2) 附属高等学校における教育の充実に要する経費
- (3) 地域交流活動及び国際交流活動に要する経費
- (4) その他法人の運営等に要する経費

(寄附金の受入れ制限)

第3条 次の各号に掲げる条件を付されている寄附金は、理事長が特別な事情があると認める場合を除き、これを受け入れることができない。

- (1) 寄附金により取得した財産を無償で寄附者に譲与すること
- (2) 学術研究の結果生じた権利（特許権、実用新案権、意匠権、著作権その他これらに準ずる権利）を寄附者に無償で譲与し、または使用させること
- (3) 寄附者が寄附金の使途について調査を行うこと
- (4) 寄附申込後、寄附者がその意思により寄附金の全部又は一部を取り消すことができること
- (5) その他、理事長が法人運営上支障があると認める条件

(寄附の申出)

第4条 寄附を行おうとする者は、寄附申出書を理事長に提出するものとする。

(受入れの決定)

第5条 寄附金の受入れは、理事長が決定する。

(受入れの通知等)

第6条 理事長は、寄附金の受入れを決定したときは、その旨を寄附金受入決定通知書により寄附者に通知する。

2 理事長は、寄附金の受入れを決定したときは、理事会に報告するものとする。

(間接経費)

第7条 寄附金が納入された場合、寄附金の5%に相当する額を間接経費として控除し、次の各号に掲げる経費に充てるものとする。

- (1) 寄附金の受入・払出等の管理運営に要する経費
 - (2) 教育、研究、地域交流及び国際交流の支援に要する経費
 - (3) その他、理事長が特に必要と認める事項に要する経費
- 2 前項の規定にかかわらず、理事長が特に認める場合は、寄附金から間接経費を控除しないものとする。
- 3 間接経費の執行は、理事長が行うものとする。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、寄附金に関して必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。